

復興庁における情報セキュリティ対策について

1. 復興庁の設置について

平成 23 年 12 月 9 日、第 179 回臨時国会において、復興庁設置法（平成 23 年 12 月 16 日法律第 125 号）が成立した。同法は、公布の日から 4 月を越えない範囲内において政令で定める日から施行することとされており、近く、内閣の下に復興庁の設置が予定されている。

2. 政府機関統一基準群に基づく情報セキュリティ対策

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成 23 年 4 月 21 日情報セキュリティ政策会議決定。以下、「政府機関統一基準群」という。）は、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関等を対象としている。復興庁においては、発足後遅滞なく、政府機関統一基準群に準拠した省庁対策基準の策定、最高情報セキュリティ責任者等の組織・体制の整備等、情報セキュリティの確保のための所要の措置を講ずるとともに、省庁対策基準に基づく情報セキュリティ対策の実施サイクル（計画（P）、実施（D）、評価（C）、改善（A））を適切に運用していくことが求められる。

また、政府機関統一基準群の改訂にあたっては、その内容を適切に省庁対策基準に反映していくことが求められる。

3. 平成 23 年度中に実施するべき取組の取扱いについて

以上、各府省庁においては、情報セキュリティ確保のため、政府機関統一基準群に準拠した省庁対策基準に基づく、情報セキュリティ対策に係る不断の取組が求められているところである。

ただし、復興庁について、平成 24 年 3 月末までに設置がなされた場合については、その期間がきわめて短期間であることにかんがみ、以下の平成 23 年度中に実施するべき取組については、平成 24 年度の取組に併せて実施するものとする。

- ・ 対策実施状況報告及び重点検査の実施（毎年度 1 回）
- ・ 情報セキュリティ監査の実施（毎年度 1 回）
- ・ 情報セキュリティ報告書の作成及び公表（毎年度 1 回）
- ・ 行政事務従事者による情報セキュリティ教育の受講（毎年度最低 1 回）

以 上